

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	生活用水の使用制限		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項及び第50条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 各感染症の症例定義等により、感染症のまん延を防止するために必要と認められる場合に生活用水の使用を制限する。		
処分基準 設定年月日	平成25年 4月 1日	処分基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
所管部署	健康部 保健所保健総務課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。